ウ　生活環境に及ぼす影響

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成27年１月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件海岸区間及び本件道路区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロウオ等が確認されているが、いずれも周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

ア　第２の１に係る事業

本件海岸事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件海岸区間について、津波、高潮等による被害の軽減を図ることを主な目的として、防潮堤を整備する事業であり、本件海岸事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第１号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件海岸事業の施行方法については、防潮堤を従前位置に整備する案（以下「申請案」という。）及び防潮堤を陸側に整備する案の２案による検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が少ないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

イ　第２の２に係る事業

本件道路事業は、本路線のうち、東日本大震災により消失し分断された区間を復旧することを主な目的として、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）等による第３種第４級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件道路事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件道路区間におけるルートについては、近接する本件海岸事業の計画防潮堤法面に沿って一体的に整備するものであり、取得必要面積が少ないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

ア　第２の１に係る事業

3⑴アで述べたように、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件海岸区間について、津波、高潮等による被害の軽減のため、できるだけ早期に本件海岸事業を施行する必要があると認められる。

イ　第２の２に係る事業

3⑴イで述べたように、東日本大震災により現道が消失していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県石巻市役所

第６　収用の手続が保留されている起業地　宮城県石巻市大谷川浜二番、前原、大谷川及び三向地内

○関東地方整備局告示第二百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、平成二十七年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号相模原市緑区吉野字本町一番一地先から同市緑区吉野字新町二九〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分の二分の一のみ。）	平成二十七年五月二十一日	武蔵国分寺跡資料館、関東地方整備局道路部、相模原市緑区役所及び同市緑区吉野出張所

○関東地方整備局告示第二百六十三号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川利根川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年五月二十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局利根川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、大正十二年八月十四日付け千葉県告示第三百二十一号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○沖縄総合事務局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

その関係図面は、平成二十七年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号沖縄県島尻郡八重瀬町字玻名城桃原一〇八番から同町字玻名城桃原一〇〇番まで	平成二十七年五月二十一日	沖縄総合事務局国道部、沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所